

糀谷社労士の人事・労務Q & A (第18回)

2018.09

今回のテーマ：残業の上限規制の施行時期に注意！

Q. 働き方改革関連法案が成立しました。残業規制に関して運送業は、施行時期が違うとお聞きしたのですが如何でしょうか？

A. 平成30年6月29日、働き方改革関連法案が成立しました。長時間労働の是正や公正な待遇の確保などを目的に労働基準法、労働安全衛生法、パートタイム労働法や労働契約法などの改正が行われます。

いくつかの法律が改正される中で、運送業において施行時期が猶予されるのは「時間外労働の上限規制」についてです。時間外労働の上限規制とは「月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する」というものです。運送業以外の大半の業種では、大企業では来年から、そして、中小企業では再来年より施行されます。

運送業においては施行から5年後、すなわち平成36年に、時間外労働の上限規制を適用するとしています。また、運送業における上限規制の内容は「年960時間とし、将来的には上記に示した一般則の適用を目指す」としていることにも注意する必要があります。

運送業では、残業の上限規制の内容も施行時期も違う！

.....

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP http://www.office-kojitani.com/



.....

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！